

NHK支配にうづめく政財界と右翼

コラム

『放送レポート』編集長 岩崎貞明

「法と民主主義」11月号掲載
(日本民主法律家協会の許可を得て転載)

■「JAPANデビュー」を集団提訴

NHKが二〇〇九年四月五日夜九時から放送したNHKスペシャル『シリーズ・JAPANデビュー』第一回アジアの「一等国」NHKの説明によると、この『JAPANデビュー』は、横浜開港一五〇年となる〇九年から三年間にわたって日本の近現代史を見つめ直そうとする大型企画「プロジェクトJAPAN」の初年度に四回シリーズで放送された番組だ。ちなみに、「プロジェクトJAPAN」の番組群のなかには、司馬遼太郎原作のスペシャルドラマ『坂の上の雲』も含まれている。

シリーズ第一回の『アジアの「一等国」』は、「日本が最初の植民地とした台湾に近代日本とアジアの原点をさぐり、これから日本がアジアの人々とどう向き合っていけばよいのかを考えようとしたもの」(NHKホームページに掲載された説明)で、台湾に保存されていた「台湾総督府文書」などの貴重な史料や映像、証言などによって、日本が台湾に対して行った「皇民化政策」などの植民地統治の実態に迫ったものだった。

この番組に対して、放送直後からNHKに対する抗議が殺到、質問書や抗議声明などが次々とNHKに送りつけられた上、再三にわたって抗議デモが展開されて、東京・渋谷のNHK放送センターへの乱入騒ぎまで発生した。

NHKの周辺をはじめ各地で抗議集会が行われ、また五月には産経新聞紙上で「NHKの大罪」と大書し、賛同者の氏名を大量に羅列した一ペーシ大の意見広告も掲載された。さらに六月二五日には、「番組の内容が偏向し、公正さを期待した視聴者が精神的損害を受けた」として、小田村四郎・元拓大総長ら八三八九人がNHKに対し一人当たり一百万円の損害賠償を求める集団訴訟を東京地裁に起こすに至った。また千葉県議会では七月八日、「日本放送協会(NHK)の偏向報道に関する調査と行政指導を求める意見書」を賛成多数で可決している。

こうした一連の動きが、いわば組織的に取り組まれているのは明白である。「日本文化チャンネル桜」のホームページ上には、「訴訟委任状」のフォームマットが用意され、ダウンロードした用紙を署名捺印してチャンネル桜に郵送すれば、訴訟に参加できるよ

うになつていった。同ホームページでは「今回の金銭的な負担は委任状の郵送料のみです」などと、誰でも気軽に集団訴訟へ参加できるように呼びかけが行われていた。

■抗議内容とNHKの対応

彼ら右翼勢力は、この番組のどこを問題にしたのか。七月三日にNHKの福地茂雄会長あてに提出された、番組出演者の台湾人六名による抗議・質問書などによると、番組で使用されている言葉のうち、主に以下の四つについて抗議や訂正要求を行っている(これは、日本の右翼勢力が彼らに対してNHKに抗議するよう働きかけを行った結果とみられる)。

①「人間動物園」ロンドンの「日英博覧会」での台湾の先住民バイワン族のようすを「人間動物園」と紹介しているか、日本にこのような言葉はないか。
②「日台戦争」清国が台湾を日本に割譲した当初の台湾での反抗は「戦争」ではなく「武装抵抗」と表現すべきだ。

③「漢民族」台湾では、戦後大陸から逃げてきた中国人を除けば、自らを「台湾人」だと思っている人が圧倒的に多いのに、なぜ「漢民族」だと強調するのか。

④「中国語」当時台湾の人々が使っていたのは「台湾語」と呼ばれている閩南語や客家語といった先住民の言語であり、それを「中国語」と表現するのは不適当だ。そして、台湾人

のインタビュ어가恣意的に編集され、日本が台湾占領時代に行った良い部分はすべて黙殺し、否定的な部分ばかり強調していることが「偏向」の理由だという。

こうした抗議に対して、NHKは異例の対応ながら、自らのホームページ上で六月一七日と七月二二日の二回にわたって「アジアの「一等国」」に関する説明を掲載した。このなかで、「人間動物園」については、当時の東京朝日新聞で現地取材した記者の長谷川如是閑が「台湾村については、観客が動物園へ行ったように小屋を覗いている様子を見ると、これは人道問題である」と書いていたこと、「日台戦争」については、台湾全島「平定」までの戦闘では日本軍だけでも死者五〇〇〇人にのぼり、一九九五年に聞かれた『日清戦争百年国際シンポジウム』以降、「日台戦争」という用語が使用されていること、「漢民族」と「中国語」については、閩南系も客家系も漢民族の低位分類に位置付けられており、閩南語や客家語は言語学上も中国語の一方言だとする研究者の見解があること…など、NHKは根拠を示しながら一つひとつ説明し、「内容に偏向はないこと、事実関係や用語に間違いはないこと、またインタビュアは適切に編集していること」を訴えて理解を求めた。

しかし、右翼勢力はこうした説明に納得する様子もなく、一〇月に入って「日本文化チャンネル桜」もNHKを

名誉毀損と営業妨害で提訴するなど、ますますNHKに対する攻撃を強めている。彼らの心理としては、親日感情を持つ人が多いとされる台湾に対して日本が強権的に支配していた事実を強調することが容認できない、ということだろうが、前記の質問の内容などを見ても、その背景には中国に対する拒否反応が色濃く感じられる。『WILL』『正論』『SAPIO』などの右派オピニオン誌を覗いてみると、中国への嫌悪感や脅威論をひたすら敷衍しているような論者が数多く見られる。

昨年公開されたドキュメンタリー映画『靖国 YASUKUNI』をめぐって、やはり右翼勢力から攻撃の火の手が上がりが、いくつかの映画館が上映中止に追い込まれた事件はまだ記憶に新しいが、感情的とも言える抗議活動の背景には、八月一五日の靖国神社とそこに訪れる人々を冷ややかに描いたという製作手法の問題よりも、あの映画の監督が中国人だったという事実のほうに、より根強い反発材料があったのではないだろうか。

■NHK内部からの「攻撃」

以上のような外部からの圧力に対しては、NHKは言論・表現の自由を守る自立した報道機関として、毅然とした態度が求められよう。これまでのところ、番組に関するNHKの説明は一貫して「ぶれ」がなく、毅然とした態度を保っているように見える。

しかし、いまNHKに仕掛けられている攻撃は、外部からのものばかりとは限らない。『アジアの“一等国”』をめぐっては、NHKの業務を監督する経営委員会の内部でも、まるで右翼勢力の意を受けたかのような議論が展開されている。

番組の放送から一カ月半ほど経過した五月二六日の経営委員会で、弁護士の小林英明委員が、この番組のことを取り上げた。〇七年に改正され、〇八年四月に施行された改正放送法では、第一六条の二の第二項で「経営委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない」と規定している。「第三条の規定」とは「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」という、放送局の番組編集の自由を保障したものだ。つまり、経営委員といえども、個別の番組の内容に干渉するような行為は放送法が禁じているのである。

ところが小林委員は、経営委員会の席上で「その考え方は正しくないと考えます」へ私は少なくとも放送された番組が法律に違反、あるいは違反した疑いがあると考えたときは、その番組内容について発言したり意見したりすることは経営委員の役割であると考えています」と発言している（NHK経営委員会議事録より。以下同様）。経営委員の行う職務の一つとして「役員

委員には執行部が行った番組の制作・放送という職務の執行行為について監督する役割を与えられている、というのだ。つまり、職務執行として個別の番組について発言することは放送法第三条の「法律に定める権限に基づく場合」に該当する、という理屈を展開したのである。こうした上で、

小林委員は「『アジアの“一等国”』について、「日台戦争」ということばを使っていました。…（中略）…私の歴史の知識によれば、このような歴史的事実はなかったと思います。このような歴史的事実がなければ、そのような内容の放送をすることが放送法に違反すると思いますが、どのようにお考えでしょうか」と、NHK執行部に問いただした。これに対して執行部からは、日向英実理事・放送総局長が日本台湾学会の説などを説明し、若干の応酬の後、別の委員の「そういう意見が経営とどう関係しているのですか」という、小林委員を半ばたしなめるような発言でひとまず終わりになっている。

経営委員による個別番組への干渉を禁じた放送法第二八条の二の第二項は、〇七年の法改正に際しての国会審議の中で、議員から出された修正意見によって新設された条項だった。経営委員会に常勤の委員を含む「監査委員会」を設置することなど、経営委員会の機能が強化されることに合わせて、仮に経営委員会が「暴走」した場合の一定の歯止めを目的として設け

られた規定と言える。前記の小林委員の発言は、NHKの業務に対して経営委員はその監督権限をもつてあらゆる問題に介入できる、と強弁しているに等しく、新設されたこの条項の立法趣旨をまったく無視した乱暴なものと言わざるを得ない。

そして、小林委員の発言内容も、放送法第三条の二第一項（正確に引用すると「報道は事実を曲げないですること」）を持ち出して番組を問題視しているが、これは事実の解釈にかかわる問題について規定しているわけではない。もしそうなら、それこそ憲法一条が保障する表現の自由を不当に侵害する違憲立法となってしまう。

だいたい『シリーズ・JAPANデビュー』は「報道」番組に該当するとも言えないし、百歩譲ってもし仮に事実と異なる表現が一部含まれていたとしても、法に定められた訂正放送などの措置をとれば十分ではないだろうか。この程度の事態をもって「放送法に違反する」と経営委員会の席でわざわざ騒ぎ立てるような有様は、NHKの局舎に大挙して乱入した右派活動家らの言動とまるで変わるところがない。

■政財界が浸食するNHK中枢

小林氏はいわゆる「ヤメ検弁護士」で、元首相の安倍晋三衆院議員の訴訟代理人（雑誌『噂の真相』に対する名誉毀損訴訟）を務めた経歴がある。小林弁護士が経営委員に選任された当

時の経営委員長は富士フィルムホルディングス社長の古森重隆氏で、古森氏もまた安倍元首相を囲む財界人の私的会合「四季の会」のメンバーだったことが知られている。古森氏は経営委員長時代、選挙期間中の番組のあり方や、国際放送は「国益」を重視すべきといったような、放送内容に踏み込んだ発言を繰り返して物議を醸した人物だ。また古森氏が在任当時の経営委員会は、「視聴者への還元」として、二〇一二年からのNHK受信料の一〇％引き下げを、NHK執行部の強硬な反対を押し切り、経営計画の修正まで行って決定している。政府から見れば、「経営の効率化」という新自由主義的政策をNHKに導入した立役者、ということになるのだろう。古森氏同様小林氏も、一種の「政治的シフト」の中で経営委員会に送り込まれた「トイの木馬」と言えそうだ。ちなみに安倍氏は『アジアの「一等国』』に関して、古屋圭司議員らとともに「番組内容を検証する」という議員連盟「公共放送のあり方について考える議員の会」を六月一日に発足させている。

現在の経営委員会は委員長、委員長代行という要職を含めて一一名中四名が企業の経営者もしくは経営経験者で構成され、また大学教員の委員には経済学者が複数参加している。一方、文化・芸術関係、またはメディア・情報関係の専門家と目される委員はほとんど見当たらない。経営委員は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命することになっていくが、全体として経済重視・文化軽視の人選傾向がみられる。さらに言えば、古森氏が連れてきたという現NHK会長の福地茂雄氏はアサヒビールの社長・会長・相談役を歴任し、専務理事の金田新氏はトヨタ自動車専務からの転身だ。NHKの中枢は、いつのまにか「財界の出張所」と化しているかのようだ。

■政治との不透明な関係の一掃を

一方、NHKが政治的影響を受けやすいのは、前記のようにNHKの業務を監督する経営委員会の人事が国会同意のもとに内閣によって決定されるという問題もあるが、最大のネックは放送法第三七条に定められている、NHK予算・事業計画の国会承認制だろう。

自民党政権時代は、自民党の政調会・総務会などによる法的根拠のない事前審査の慣例があり、NHKの会長以下幹部が自民党本部に呼び出されて、番組の内容まで追及・非難の対象にされた。『ETV2001』番組改変事件も、このような慣習がまかり通っていたために発生したと言えよう。経済成長に伴って人件費・番組制作費が増大するため、NHKはこれまで受信料の度重なる引き上げを余儀なくされてきた。このため、NHKは予算を国会で無事に通過させることが至上命題となり、「総合企画室」などを中心に、報道局政治部の担当記者も

大量動員して国会議員対策に当たるようになった。報道という公共的使命を帯びているはずの記者を、自らの経営上の業務に就かせるという「公私混同」が年中行事となっているのである。これがNHKの局内にあるのは、政治部の発言力が大きくなるという事態を生んだ。島圭次・海老沢勝二と政治部出身の会長が続けてNHKに君臨したのも、こうした事情の産物と言える。そして番組制作現場でも、例えば『NHKスペシャル』で自衛隊を特集した際、収録スタジオに政治部記者が現れて、番組で使用されるVTRの差し替えを指示していたなど、番組制作者の内部的自由に関わるような問題もしばしば起きていたという。

民主党・社民党・国民新党の連立政権となった今こそ、このような「陋習」を断ち切るチャンスではないだろうか。まずは与党によるNHK予算の事前審査を廃止し、国会承認制も取りやめる方向に向かうことが「NHKを市民のものにする」第一歩となるはずだ。

岩崎 貞明（いわさき さだあき）

一九六三年東京生まれ。八六年テレビ朝日入社、報道番組『スーパーJチャンネル』ディレクター、報道番組『スーパーJチャンネル』デスクなどを務める。九六年から九九年まで民放労連中央執行委員長。二〇〇一年テレビ朝日を退職、メディア総合研究所事務局長兼『放送レポート』編集長に。立教大学非常勤講師も務める。共著書に『放送法を読みとく』（商事法務）など。

集権」……戸崎賢二

- ◆NHK受信料請求訴訟の帰趨——一審判決と憲法上の問題……梓澤和幸
- ◆世界の公共放送の現状 韓国、イギリス、ドイツの場合……隅井孝雄
- ◆情報通信法問題で立ち上がる市民たち——ComRightsとは何か……日隅一雄
- ◆情報通信法構想に隠された意図……砂川浩慶
- ◆放送を国民のものとするために——視聴者運動と放送の民主化……醍醐 聰
- ◆以下省略

特集★放送の公共性とは何か

NHKと情報法制の課題

- ◆いま放送が危ない・特集にあたって……丸山重威
- ◆いまNHK問題とは何か——公共放送NHKと政治……松田 浩
- ◆『坂の上の雲』放映—何が問題か……中塚 明
- ◆NHK支配にうごめく政財界と右翼……岩崎貞明
- ◆女性国際戦犯法廷・番組改竄問題とは何だったのか——その経過と残されたもの……川崎泰資
- ◆NHK「ETV2001」改変事件と「編

法と民主主義 2009年11月号
【443号】（目次と記事）

